

川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業

入札説明書

1 一般競争入札（総合評価方式）に付する事項

(1) 工事名称

川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業

(2) 工事場所

川内消防分署 むつ市川内町楯木及び熊ヶ平地内
脇野沢消防分署 むつ市脇野沢渡向地内

(3) 工事期間

発注者が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和8年8月31日まで
（ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで）

(4) 工事概要

ア 工事目的

むつ消防署川内消防分署（昭和44年10月竣工）及びむつ消防署脇野沢消防分署（昭和49年7月竣工）は老朽化が著しくなっており、保有する消防車両の増加及び大型化、資機材の増加、勤務人員の増加に伴い、庁舎内が手狭となっていることから、施設の更新のほか、執務環境の改善も求められている。

さらに両消防庁舎は、津波浸水想定区域に指定されている立地条件のほか、旧耐震基準時代の建築物で自然災害に脆弱であり、地域防災の拠点としての機能を十分発揮できる現状ではない。

このことから、両消防庁舎を各地区内で津波・洪水浸水想定区域外、土砂災害警戒区域外に移転、建替し良好な執務環境の整備と現状の消防力の維持を図る。

イ 工事内容

(ア) 川内地区

- ・川内消防分署庁舎棟（脇野沢消防分署庁舎棟と同一規格）

建築面積 680㎡程度
延べ面積 680㎡程度
構造 鉄骨造平屋建

- ・車庫棟

建築面積 96㎡程度
延べ面積 96㎡程度
構造 鉄骨造平屋建

- ・川内庁舎重機車庫解体工事（鉄骨造平屋建1,470.92㎡）

- ・外構工事（舗装他）1,200㎡程度

(イ) 脇野沢地区

- ・脇野沢消防分署庁舎棟（川内消防分署庁舎棟と同一規格）

建築面積 680㎡程度
延べ面積 680㎡程度
構造 鉄骨造平屋建

- ・造成工事（擁壁・土盛）

・外構工事（舗装他）1,300㎡程度

ウ 業務概要

下北地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業（以下「本事業」という。）は、受注者が設計業務及び施工業務を一括して行う「デザインビルド方式」により実施するものとする。

エ その他

受注者が行う業務の詳細については、要求水準書に示すとおりである。

(5) 予算上限額

1,448,368,000円（消費税および地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、予算の規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格の設定

なし

(7) 落札者決定の方法

ア 決定方法

落札者は、工事目的の品質及び性能等の向上並びに設計、施工及び維持管理に係るコスト縮減、工期の短縮等に係る技術提案と入札価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価方式により決定する。

イ 総合評価の方法

総合評価方式により落札者を決定するに当たり、学識経験を有する者等で構成する川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。なお、審査委員会は地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づく学識経験を有する者の意見聴取を兼ねる。

審査委員会は、本事業の入札に参加する者（以下「参加者」という。）から提出された技術提案書を資料3「川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業総合評価落札者決定基準」に基づいて審査及び評価し、総合評価点の最も高い入札参加者を落札候補者に選定する。

参加者及び参加者と同一と判断される団体等は、本事業の落札者決定公表までの間に、本事業に関して、委員に面談を求めること、自社のPR資料を提出するなどによって自社を有利に、又は他社を不利にするように働きかけること、及び審査委員会の審議内容等について聴取することを行ってはならない。これらの事項に抵触したと発注者及び審査委員会が判断した場合には、当該参加者は本事業の入札参加資格を失う。

ウ 不落随契方式

入札回数は、3回を限度とする。なお、3回目の入札を行っても予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、入札を行った者について、予定価格の制限の範囲内であった場合と同様の総合評価により、総合評価点が高かった者から交渉を行い、

随意契約による契約を行う場合がある。

エ 落札者の決定

発注者は、審査委員会による落札候補者の選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

オ 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、下北地域広域行政事務組合ホームページにおいて公表する。電話等による問い合わせには応じない。

2 参加者の構成等

参加者は、川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体とする。

3 参加者に必要な資格

参加者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 参加者に共通して必要な資格は、以下のとおりである。

ア 令和6年度むつ市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

イ むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱（平成24年3月22日訓令甲第5号）に基づく指名停止措置、又はむつ市暴力団排除条例（平成23年12月20日条例第18号）に基づく入札参加除外措置を、本入札の公告日から落札者決定日までの間、受けていない者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(エ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者

エ 「川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業発注準備支援業務委託」、「川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業DB事業者選定支援業務委託」の受注者（代表構成員以外の構成員を含む。）である者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

オ 審査委員会の委員が属する者、又はその者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

(2) 設計業務に従事する者は、以下の資格を満たすこと。

ア 県内に本店を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一

級建築士事務所の登録がある者であること。

イ 常時3か月以上の雇用関係にある者を資料2「川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業要求水準書：添付資料4 管理・主任担当技術者・協力者」に示す管理技術者として配置できる者であること。

(3) 代表構成員及び代表構成員以外の構成員は、以下の資格を満たすこと。

ア 代表構成員にあつては、市内に本店、支店又は営業所を有し、建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けており、かつ建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）の総合評定値が800点以上の者であること。

イ 代表構成員以外の構成員にあつては、市内に本店、支店又は営業所を有し、建築一式工事、電気工事、管工事、土木一式工事、解体工事のいずれかについて建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業又は一般建設業の許可を受けており、かつ建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）の総合評定値が700点以上の者であること。

ウ 常時3か月以上の雇用関係にある監理技術者又は主任技術者を本事業に専任で配置できる者であること。

4 現地視察について

発注者は、希望する者に対し、現地視察の機会を設ける。各参加者の日程は時間調整の上、別途通知する。

なお、現地視察では、特に通常時に立ち入ることができない場所を優先して実施する。

(1) 現地視察希望申請書

現地視察を希望する者は、資料4「川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業様式集」（以下「様式集」という。）の様式4「現地視察希望申請書」に必要事項を記載し、発注者に提出すること。

(2) 現地視察希望申請書の提出先、提出受付期間、提出方法

ア 提出先

〒035-0071 青森県むつ市小川町二丁目14番1号

下北地域広域行政事務組合 むつ消防署 庶務係

電話 0175-22-1680

Eメールアドレス sb-mutsu@fd-shimokita.or.jp

イ 提出受付期間

令和6年6月7日（金） から

令和6年7月3日（水） 正午まで

ウ 提出方法

Eメールにより提出すること。提出後、必ず電話にて受信を確認すること。

(3) 留意事項

- ア 現地視察の参加人数は、各参加者5人以下とする。
- イ 現地視察では、本事業に関する質問には回答しない。

5 入札参加申請

入札参加を希望する者は、「下北地域広域行政事務組合財務規則」第106条に規定する入札者心得書を遵守して、資料4「様式集」の様式2-1「参加表明書」、様式2-2「委任状」、様式3「参加資格要件の確認に関する提出書類確認表」、様式6～8「各誓約書」及び最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員の分）等の入札参加資格の確認に必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は持参により提出すること。

本入札については、別紙1「下北地域広域行政事務組合非参集型入札実施要綱（以下「入札実施要綱」という。）」の規定により郵送又は持参すること。

なお、入札書を提出する場合は、別紙2「非参集型入札の実施について」を参照すること。

入札参加資格の有無を確認した後、各参加者には受付記号を通知することから、後日提出する技術提案書等に記入すること。

(1) 入札参加申請に係る書類の提出方法

ア 申請期間

令和6年6月7日(金)から
令和6年7月4日(木)まで 必着

イ 申請方法

郵送又は持参による。
持参する場合には土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出先

〒035-0071 青森県むつ市小川町二丁目14番1号
下北地域広域行政事務組合 むつ消防署 庶務係
電話 0175-22-1680

エ 提出部数

- (ア) 参加表明書（様式2-1） 1部
- (イ) 委任状（様式2-2） 1部
- (ウ) 参加資格要件の確認に関する提出書類確認表（様式3） 1部
- (エ) 誓約書（様式6～8） 1部
- (オ) 添付資料 1部

(2) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を確認した場合は、Eメールにより通知するものとし、令和6年7月8日(月)午後5時までに通知する。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することはできない。

6 入札書の提出

(1) 提出方法

入札参加者は、入札実施要綱の規定により資料4「様式集」の様式11-1「入札書」及び様式11-2「内訳書」を郵送又は持参すること。

なお、持参する場合には土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(2) 入札金額

落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(3) 入札書提出期間

令和6年8月1日(木)から

令和6年8月8日(木)まで 必着

7 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の内容

入札参加者は本事業の実施に当たり、要求水準書等の内容に基づいて技術提案書を提出するものとする。

技術提案書の様式は、資料4「様式集」の様式12-1～12-5とする。技術提案書には、入札参加申請後に通知された受付記号を記入すること。

(2) 技術提案書の提出方法

入札参加者は、技術提案書及び添付書類（資料4「様式集」の様式9-1～10を含む。）を入札実施要綱の規定により提出すること。なお、技術提案書は資料4「様式集」に記載の【記載要領】に従い、ファイリングすること。

持参する場合には土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

ア 提出先

〒035-0071 青森県むつ市小川町二丁目14番1号

下北地域広域行政事務組合 むつ消防署 庶務係

電話 0175-22-1680

イ 提出部数

(ア) 技術提案書表紙（様式12-1）1部

(イ) 技術提案書（様式12-2～12-5）及び添付書類（様式9-1～10を含む。）

正本1部・副本1部 + CD-R等の電子ファイル 2部

(3) 技術提案書の提出期間

令和6年8月1日(木)から
令和6年8月8日(木)まで 必着

- (4) 技術提案書に関する確認の実施
審査の過程で必要と認める場合、技術提案書の内容を確認するために、書面による質問回答若しくはヒアリングを実施する。

8 開札

- (1) 開札日時 令和6年8月9日(金)午前10時
- (2) 開札場所 下北地域広域行政事務組合 消防本部むつ消防署合同庁舎大会議室
- (3) 開札の傍聴をすることはできないものとする。

9 要求水準書等の縦覧

- (1) 縦覧方法 下北地域広域行政事務組合ホームページに掲載する。
<http://shimoko.e-shimokita.jp> 公告日 令和6年6月6日(木)

- (2) 本事業に関する質問
本事業に関する質問がある場合は、資料4「様式集」の様式1-1「質問書」をEメールにより提出すること。この場合において、送付するメールの件名は、本事業名に「(質問)」を加えたものとする。この場合、必ず電話にて受信を確認すること。

ア 第1回質問受付(参加申込に関する質問)

- (ア) 提出日 令和6年6月7日(金) から
令和6年6月17日(月) 午後4時まで

- (イ) 提出先 下北地域広域行政事務組合 むつ消防署 庶務係
電話 0175-22-1680
Eメールアドレス sb-mutsu@fd-shimokita.or.jp

なお、質問に対する回答は、その都度様式1-2「質問回答書」により、下北地域広域行政事務組合ホームページに掲載する。

イ 第2回質問受付(技術提案に関する質問)

- (ア) 提出日 令和6年7月9日(火) から
令和6年7月29日(月) 午後4時まで

- (イ) 提出先 下北地域広域行政事務組合 むつ消防署 庶務係
電話 0175-22-1680
Eメールアドレス sb-mutsu@fd-shimokita.or.jp

なお、質問に対する回答は、その都度様式1-2「質問回答書」により、下北地域広域行政事務組合ホームページに掲載する。

10 入札保証金
免除

11 契約の締結

本事業において、発注者と落札者は、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結し、下北地域広域行政事務組合議会の同意を得た後に本契約を締結する。

12 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として、仮契約前日までに納付すること。ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(4)までのいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- (1) 金融機関の保証証書
- (2) 保証工事会社の保証証書
- (3) 保険会社の履行保証保険証券
- (4) 保険会社の公共工事履行保証証券

13 支払い条件

支払い条件については、別紙3のとおりとする。

14 その他

- (1) 参加者より発注者に提出された資料は返却しない。
- (2) 提出された資料に虚偽の記載をした場合においては、むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱に準じて指名停止を行うことがある。
- (3) 本事業の履行に当たって下請け業者等を使用する場合は、むつ市内業者の選定に努めること。
- (4) 本事業の履行に当たって工事用資材を購入する場合には、むつ市内業者からの購入に努めること。
- (5) 本事業に従事する労働者の適正な労働条件の確保について十分配慮し、週休2日の促進に努めること。

- (6) 発注者は、落札者より提出された技術提案書の内容を、住民への説明のためにその一部又は全部を公開する可能性がある。
- (7) 入札及び技術提案書の提出を辞退する場合は資料4「様式集」の様式13「辞退届」を提出すること。
- (8) 本事業は、総価契約単価合意方式とし、変更契約等における協議の円滑化のため、実施設計の完了後、工事着手までの間に請負契約金額を変更しない設計変更を行い、単価合意書を締結するものとする。
単価合意書締結後に請負契約金額の変更を伴う設計変更等が生じた場合には、実施設計の図面、数量、合意した単価に基づき、設計変更及び契約額の変更を行うものとする。ただし、設計費、監理費、解体工事費については単価合意を行わないものとし、変更契約の対象外とする。
- (9) 申請手数料等は発注者が負担するものとする。
- (10) 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い入札提案書類の審査を行う。
- (11) 発注者が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有する。

15 問い合わせ先

〒035-0071 青森県むつ市小川町二丁目14番1号
下北地域広域行政事務組合 むつ消防署 庶務係
電話 0175-22-1680
Eメールアドレス sb-mutsu@fd-shimokita.or.jp